

1. 緑の基本計画の改定にあたって

1-1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑に関する総合的な計画です。市町村が地域の実情を十分に考慮し、官民一体となって緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策、取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

枚方市では、平成11年3月に「枚方市緑の基本計画」を策定しました。この計画のテーマである「みんなで創ろう！緑の小径とふれあいのまち ひらかた」を実現するため、緑地の創出や保全活用、都市緑化の推進、市民の手による緑のまちづくりの施策を積極的に展開してきました。

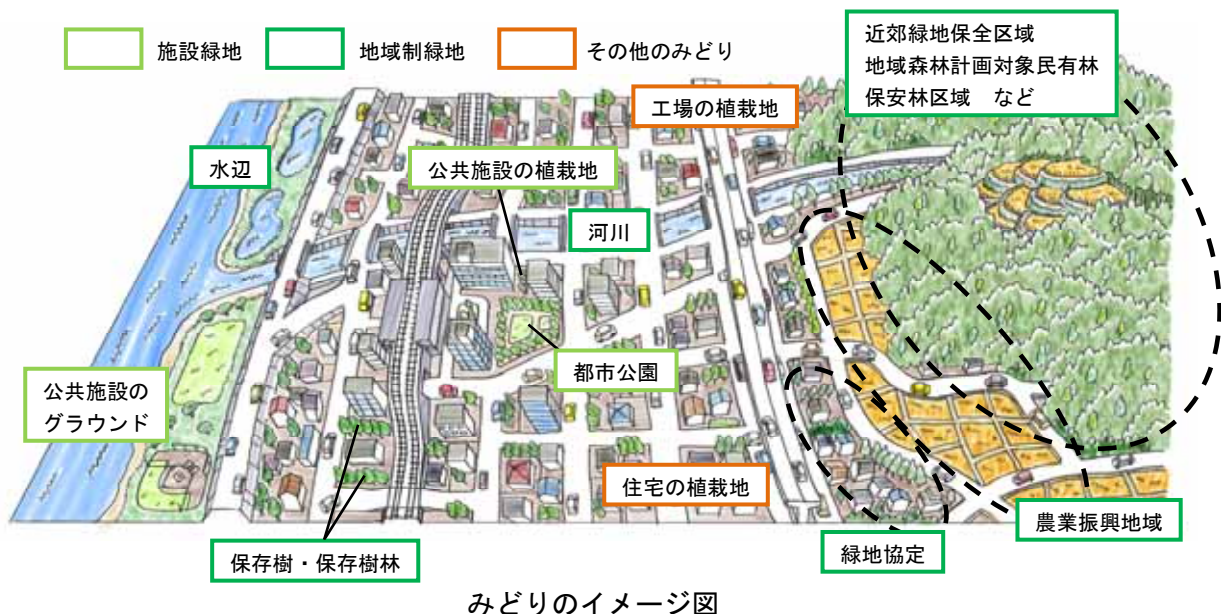
1-2. みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、学校・庁舎などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の庭など」とします。

なお、前計画では、漢字の「緑」を使用していましたが、樹木や草花などの植物だけでなく、公園や学校などのオープンスペース、河川などの水辺地など、より広い範囲を対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では平仮名の「みどり」を用います。

みどりに関する言葉の定義

- ・みどり：樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など
- ・緑 被：樹林地、農地、街路樹、庭木、草地などに被われた土地の総称（水面、裸地含まず）
- ・緑 地：みどりのうち将来にわたって残される可能性の高い、担保性のあるもの
緑地は、施設緑地と地域制緑地に分類しています。
 - 施設緑地：都市公園やこれに準じる機能を持つ公共・民間の緑地
 - 地域制緑地：森林・農地・水辺などのオープンスペース、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例などにより、国、大阪府、枚方市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地



1 - 3 . 改定の背景と考え方

(1) 改定の背景とポイント

平成 11 年 3 月に、「枚方市緑の基本計画」(以下、「前計画」という)が策定され、15 年以上が経過しました。その間に、少子高齢化や人口減少、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化が進むなど、社会情勢は大きく変化しました。

一方、地球温暖化をはじめとする環境問題や生物多様性、自然環境保全や安全・安心のまちづくりなどの観点から、みどりに関する市民意識は高まりつつあり、公園についても市民ニーズの変化に対応した維持管理や更新のあり方が問われています。

また、国が示す都市計画に関する今後の基本的な考え方では、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」が共に実現された都市像を目指すべきとして、その実現のために民間活動を重要視しています。

そのため、緑の基本計画等において、集約型都市構造化や緑・農の共生の都市像、グリーンインフラを都市に構築していくための戦略を提示すること、また将来像や事業計画だけでなく、マネジメントの方針を明確化することにより、都市や地域の特性等に応じて緑の活用・再編を計画的、総合的に行うことが重要となっています。

これらの変化に的確に対応し、市域のみどりに関わる課題解決に向けたみどりのまちづくりの考え方や、将来像を明らかにするために前計画の改定を行いました。

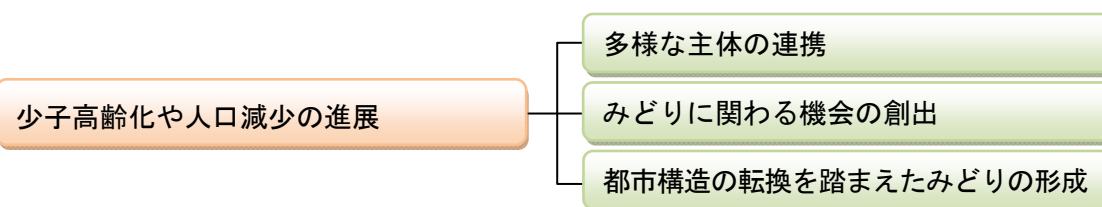
1) 少子高齢化や人口減少の進展

我が国では、少子高齢化や人口減少が進んでおり、平成 47 年(2035 年)には人口の約 30%が高齢者になると推計されています。

本市では、前計画を策定した平成 10 年度には人口が増加していました。しかしながら、近年は微減傾向にあり、今後は少子高齢化や人口減少がより一層進むと予測され、みどりの担い手の高齢化や人手不足の深刻化が予想されます。また、人口減少社会では、これまでの市街地の拡大を前提とした都市構造の転換も必要となっています。

このような社会情勢下においては、多様な主体が連携して新たなみどりの担い手やみどりに関わる機会を創出することが必要となります。

また、都市構造の転換を踏まえたみどりの形成についても検討していく必要があります。

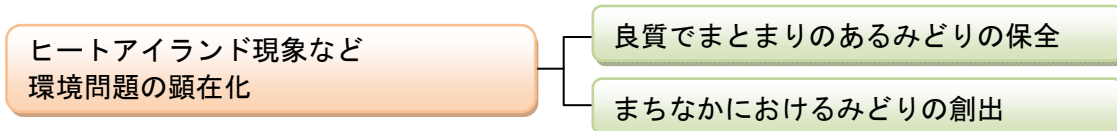


2) ヒートアイランド現象など環境問題の顕在化

我が国では、地球温暖化や都市部におけるヒートアイランド現象など、環境問題が顕在化し、多発する自然災害や著しい高温化が住民の健康にも影響を与えています。

みどりは、都市の熱環境緩和やCO2吸収の機能を持ち、本市には東部の里山や淀川といった良質でまとまりのあるみどりがありますが、駅周辺をはじめとした市街地のみどりは少なく、身近な農地や孤立林は減少しつつあります。

このようなことから、環境面においてまとまりのあるみどりの保全やまちなかのみどりの創出が重要となっています。

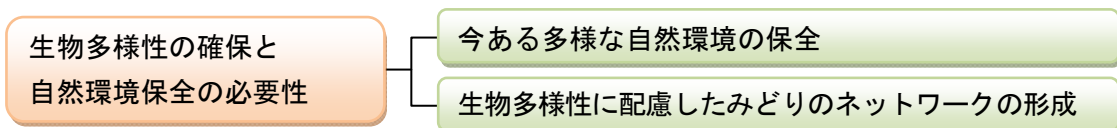


3) 生物多様性の確保や自然環境保全の必要性の高まり

平成 22 年には、生物多様性条約の締約国会議が日本で開催され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など生物多様性確保に向けた取り組みが重要であると認識されました。

生物多様性からみた本市の生態系は、東部の里山や淀川、里山から淀川へ流れる 3 河川、市街地の公園や農地、樹林地などの多様な自然環境により維持されています。しかし、東部の里山と淀川が生物の生息・生育環境として有機的につながっておらず、生物多様性の確保に向けた新たな取り組みが求められています。

このようなことから、今ある多様な自然環境を保全しつつ、東部の里山と淀川をみどりのネットワークでつなぎ、生物多様性に配慮したみどりの質を高めていくことが重要となっています。

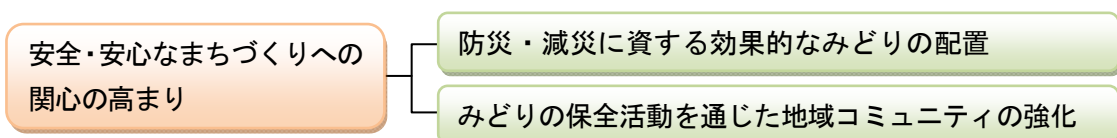


4) 安全・安心なまちづくりへの関心の高まり

平成 7 年の阪神・淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災は、各地で甚大な被害をもたらしました。近い将来には南海トラフ巨大地震などの大規模な地震の発生が予測されています。また、集中豪雨による風水害が数多く発生しており、自然災害に対する防災・減災に向けた取り組みが各地で進められています。

本市においても安全・安心なまちづくりへの関心が高まっており、今後も防災・減災の取り組みが求められています。

このようなことから、みどりが有する保水機能や災害時の避難地、延焼防止などの防災機能を評価し、効果的にみどりを配置するとともに、非常時の助け合いにつながるように地域コミュニティの強化を図り、防災力を高めていくことが重要となっています。

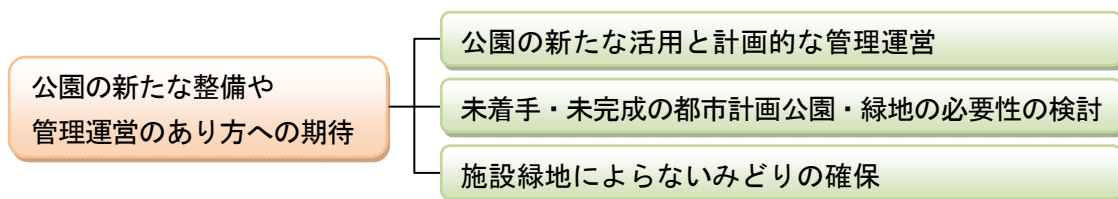


5) 公園の新たな整備や管理運営のあり方への期待

少子高齢化や人口減少が進む中で、限りある財源により「みどりにふれあう場」を市民に提供していくためには、より効果的・効率的な公園の整備と管理運営を進めていくことが求められます。

本市では、高度成長期に開設された公園が多く、既設公園については老朽化した施設の計画的な更新や改修、地域のニーズに対応した公園の新たな活用策が求められています。

このようなことから、公園の管理運営のあり方や新たな活用策について、市民、市民団体、事業者・大学といった多様な主体が参画して検討することが重要となっています。また、未着手・未完成の都市計画公園・緑地は、地域のみどりの状況を考慮しながら整備の必要性などについて検討し、見直しを行うことも必要です。さらに、今後は施設緑地に加えて、法規制や誘導によりみどりを確保していくことも重要となっています。



(2) 改定のポイント

本改定においては、社会や経済の情勢がめまぐるしく変化する中、少子高齢化や人口減少社会に対応し、次世代につながるみどりのまちづくりを進めていく必要があるため、前計画からの方向転換が求められます。本改定のポイントは、以下のとおりです。

1) メリハリのある取り組み

計画内容の実効性を高め、効果的、効率的に推進していくため、以下の3つの視点を考慮して重点テーマを設定します。

- ・みどりが増えたと実感できるよう、みどりにふれあう機会を増やす
- ・多様な主体の連携により、次世代につながる仕組みを育てる
- ・今あるみどりを活用し、まちの魅力の向上を目指す

2) 具体的でわかりやすい目標設定

計画の進捗状況を定期的に把握し、確実に計画を進めるため、市民、市民団体、事業者・大学といった多様な主体と情報共有を図り、具体的でわかりやすい計画目標を設定します。

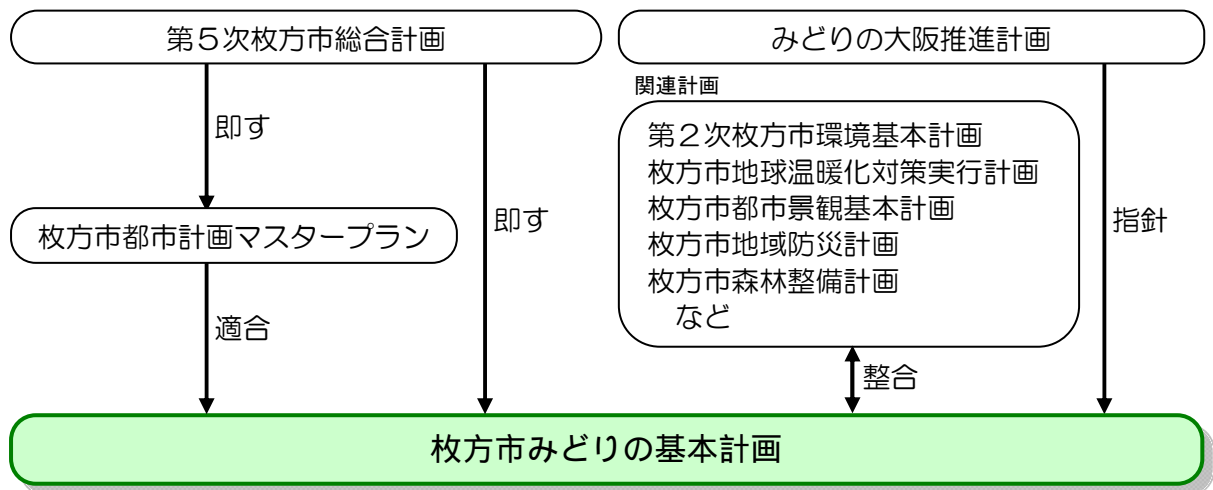
3) 計画の適切な進捗管理

計画の進捗状況を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行うなど適切な進捗管理を実施します。

1 - 4 . 計画の位置付けと目標年次

(1) 計画の位置付け

本計画は、大阪府が策定した広域計画である「みどりの大阪推進計画」を指針とし、市の上位計画である「第5次枚方市総合計画」に即し、「枚方市都市計画マスタープラン」に適合するほか、関連計画である「第2次枚方市環境基本計画」や「枚方市地球温暖化対策実行計画」、「枚方市都市景観基本計画」、「枚方市地域防災計画」、「枚方市森林整備計画」などと整合するように策定するものです。



上位関連計画との関係図

(2) 目標年次

本計画の目標年次については、20年後の平成47年度（2035年度）とします。

1 - 5 . みどりの効果

みどりの効果には、「存在効果」、「利用効果」、「媒体効果」という3つの効果があります。

みどりは存在することによって、都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上の効果をもたらします。

また、みどりはスポーツの場やレクリエーションの場として利用することで、健康の維持増進やストレス緩和などの効果をもたらします。

近年では、みどりをきっかけ（媒体）として、交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活性化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高める効果などが注目されています。

①存在効果

みどりが存在することによる効果

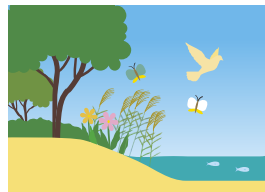
- ・都市環境の保全：
ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化 など
- ・都市景観の形成：
風格や潤いのある美しい景観の形成 など
- ・生物多様性の確保：
生物の生息・生育の場や環境の確保 など
- ・都市防災機能の向上：
雨水貯留機能による浸水害防止、
避難地や避難路の確保 など



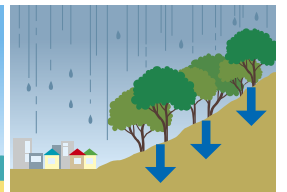
気温上昇の緩和、大気の浄化



美しい景観の形成



生物の生息・生育の場



雨水の貯留

②利用効果

みどりを利用することにより直接的に得られる効果

- ・スポーツの場の提供：
スポーツや運動を行う場の提供 など
- ・レクリエーションの場の提供：
憩いとやすらぎの場の提供 など



スポーツ・運動の場



憩い・やすらぎの場の提供

③媒体効果

みどりを利用する人の活動を通じて得られる、地域の魅力を高める効果

- ・交流：
みどりを介した交流イベントによる
地域コミュニティの育成 など
- ・安心：
緑化活動を通じた地域コミュニティの強化や
育成 など
- ・商業・観光：
商業施設のにぎわい創出、
イベント開催による地域の活性化 など
- ・福祉：
健康増進や生きがいつくりへの寄与 など
- ・教育・文化：
自然体験や遊びを通じた環境教育、
地域の歴史文化を活かした活動 など



みどりを介した交流イベント



地域コミュニティでの緑化活動



にぎわいの創出



生きがいつくりへの寄与



環境教育